

高松市・国分寺町合併協議会  
第 8 回 会 議

附 属 資 料

目 次

1	「条例・規則等の取扱い」に関する資料（協議第 1 3 号資料）	-----	1	~	2
2	「電算システム事業について」に関する資料（協議第 1 4 号資料）	-----	3	~	6
3	「広聴広報事業について」に関する資料（協議第 1 5 号資料）	-----	7	~	12
4	「生活保護事業について」に関する資料（協議第 1 6 号資料）	-----	13	~	16
5	「その他の事業」に関する資料（協議第 1 9 ~ 2 1 号）	-----	17	~	21

協議第13号資料

「条例・規則等の取扱いについて」に関する資料

条 例 ・ 規 則 等 の 数 に つ い て ・ ・ ・ ・ ・ 2

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	14 条例・規則等の取扱い	
分類	条例・規則等の数	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 条例・規則等数	1 条例 233本 2 規則 282本 3 規程等 165本  (平成16年4月1日現在)	1 条例 171本 2 規則 139本 3 規程等 189本  (平成16年4月1日現在)

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。 ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。

協議第14号資料

「電算システム事業について」に関する資料

システムの種類について .....	4
庁内LANの状況について .....	5
電算システムの統合について .....	6

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-2 電算システム事業			
分類	システムの種類			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町		
1 システムの種類及び処理方法 (Microsoft Excel等のOAソフトウェアを活用しているものを除く)	人事管理 指定統計 例規集検索 市民意識調査 財務管理 公用自動車管理 墓園管理 住民記録 住基ネットワーク 法人市民税 固定資産税(土地,家屋) 固定資産税(償却資産) 家屋評価 軽自動車税 市県民税 事業所税 収納管理 国民年金 国民健康保険 福祉医療 介護保険 児童手当 児童扶養手当(+特児) 保育料 母子寡婦福祉金 障害者福祉 支援費 高齢者福祉 生活保護 予防接種 市民病院院内医療情報 自動車騒音面的評価	ごみ収集ステーション管理 粗大ごみ受付 中小企業勤労者福祉共済 水田情報管理 法定外公共物譲与(管理) 建築設計(CAD) 土木積算 屋外広告物管理 道路台帳図面管理 市営住宅管理 下水道管理 浄化槽登録管理 自動出動(消防) 画像伝送(消防) 上水道料金調定 配水コントロール 図面管理(水道) 学事情報 公共施設利用総合情報 図書館管理 図書館蔵書検索 農地基本台帳管理 不在者投票管理 会議録検索  全て直営 (=業務主管課導入)	例規集検索 財務管理 住民記録 住基ネットワーク 法人町民税 固定資産税(土地・家屋) 固定資産税(償却資産) 軽自動車税 町県民税 収納管理 国民年金 国民健康保険 福祉医療 介護保険 児童手当 保育料 障害者福祉 水田情報管理 土木積算 下水道管理 上水道料金調定 図書館管理 図書館蔵書検索 農地基本台帳管理 戸籍電算システム  全て直営 (=業務主管課導入)	

委託：  
事業者の施設に機器を設置し、庁舎と回線で接続し運用しているもの  
直営：  
庁舎内に機器を設置し運用しているもの

部 会 名	総 務
-------	-----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種事務事業の統合協議により、システムの改修が必要になる。</li> <li>・高松市のシステムと国分寺町の対応するシステムとの間に互換性がない。</li> <li>・戸籍電算システムについては、高松市側に対応するシステムがない。</li> </ul>

対応策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種事務事業の統合協議内容に合わせ、必要なシステム改修を行う。</li> <li>・国分寺町のシステムが保有しているデータを高松市側のシステムに取り込めるよう変換する。</li> <li>・国分寺町のシステムのうち、高松市に対応するシステムがないものは必要な改修を加え使用する中で、今後の活用について検討する。</li> <li>・当初からの統合を必要としないものについては、運用面に対応する。</li> </ul>

調整案
高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。 ただし、高松市にないシステムについては、国分寺町のシステムに必要な改修を加え使用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-2 電算システム事業	
分類	庁内LANの状況	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 接続拠点	<p>本庁舎                      基幹：有線100M/bps、                      フロア：光無線（一部有線）10M/bps                      出先（施設内は有線、水道局のみ無線）                      無線（3か所）                      水道局（11M/bps）                      女木出張所、女木診療所（150k/bps）                      有線放送専用回線1.2M/bps（1か所）                      消防局（北消防署を含む）                      S T N E T専用回線64k/bps～10M/bps（124か所）                      （平成17年度末には一部を除き10M/bps）                      生涯学習センター、図書館、文化センター、美術館、高松第一高等学校、競輪局、中央卸売市場、市民病院、市民サービスセンター、女性センター、ボランティア・市民活動センター、玉藻公園、斎場公園、保健所、保健センター、下水道施設課、衛生処理センター、西部クリーンセンター、支所・出張所20か所、公民館（単独）19か所、保育所30か所、消防局出先11か所、水道局出先4か所、高松テルサ他21か所                      N T Tダイヤル回線64k/bps（82か所）                      小学校41か所、中学校18か所、幼稚園18か所、南部広域清掃センター他4か所</p> <p>外部接続                      インターネット                      住基ネットワーク                      総合行政ネットワーク（L G W A N）</p>	<p>本庁舎                      回線速度 128k/bps 専用回線</p> <p>出先 回線速度 128k/bps 専用回線                      4か所                      保健センター                      水道（上水道）                      公園管理課                      介護支援センター</p> <p>外部接続                      インターネット                      住基ネットワーク                      総合行政ネットワーク（L G W A N）</p>
2 住民情報系と内部情報系の分割	なし	なし
3 PC(端末)台数	<p>住民情報系                      住民記録専用 20台 C S 端末 9台(専用LAN)                      内部情報系                      LAN接続 2079台（本庁内1236台、庁舎外843台）                      財務会計2079台とも使用可能                      上記のうち財務含む業務系専用端末 47台</p>	<p>内部情報系                      LAN接続 106台                      （本庁87台、庁舎外19台）                      財務会計25台（本庁23台、庁舎外2台）                      住民情報系47台（本庁42台、庁舎外5台）</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・別々のネットワークであり、運用管理の体系が異なる。</li> <li>・インターネット等の外部ネットワークへは、それぞれ別に接続している。</li> <li>・別々のネットワークを統合する場合、情報セキュリティ面で問題が生じやすい。</li> </ul>

対応策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺町の庁内LANを高松市の庁内LANに統合する。</li> <li>・外部への接続は、現在、高松市が接続している回線に統合する。</li> <li>・統合に当たっては、セキュリティ対策に万全を期する。</li> </ul>

調整案
高松市の庁内LANに統合する。

# 合併に伴う電算システムの統合について

## 1 統合方式

既存のシステム(現高松市のシステム)をベースに、「片寄せ統合方式」により、高松市のシステムに統一する。

## 2 統合作業の流れ

事務事業統合協議(各業務主管課対応)

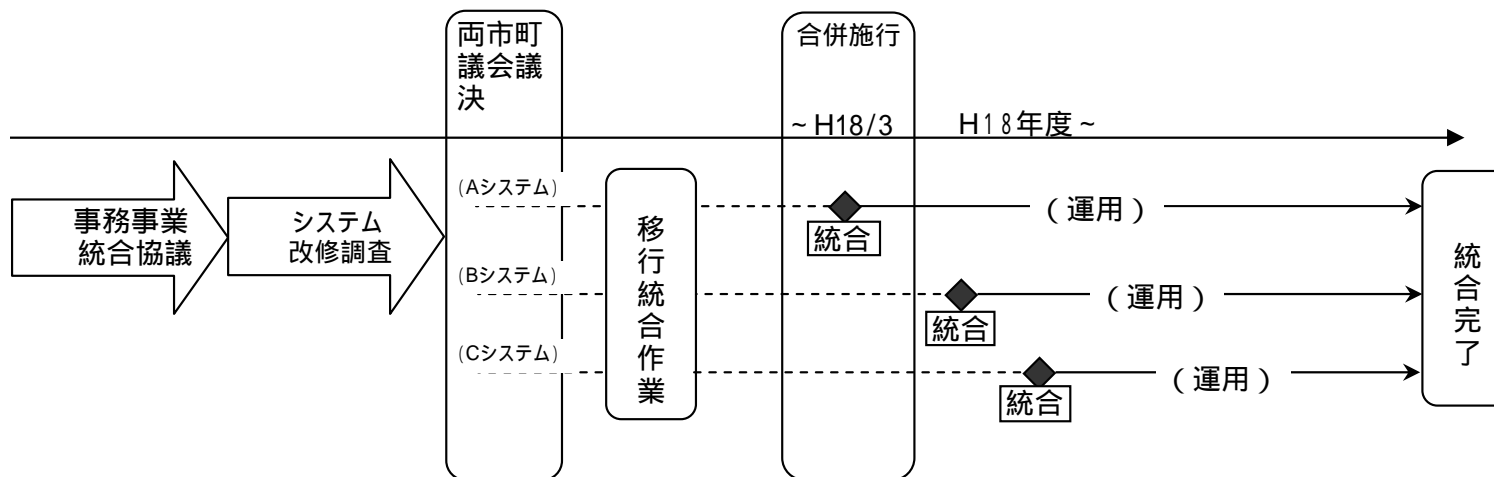
協議内容に情報システムの改修を要するものがあるかどうか点検する。  
・必要に応じ情報システム課で相談を受ける。

システム改修調査……を受けての改修が必要なシステムの把握

統合に向けたプログラム修正やデータ移行等の作業に着手するための準備  
・プログラム修正について検討  
・データ移行について検討  
・機器・ネットワークの再構成について検討

移行統合作業(両市町議会議決後)……プログラム修正、データ移行など

統合完了



「広聴広報事業について」に関する資料

市（町）民相談事業について	8
広聴事業（その他）について	9
広報紙について	10
視覚障害者等への広報について	11
広報事業（その他）について	12



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-3 広聴広報事業																																																			
分類	市(町)民相談事業																																																			
現 況																																																				
項目	高 松 市	国 分 寺 町																																																		
1 相談内容及び実施日時	市民相談コーナーでの相談	相談の看板を掲げて会議室等で実施しているもの																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談種別・内容</th> <th>実施日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市政相談</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td>一般相談</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">専 門 相 談</td> <td>人権法律相談</td> <td>毎週月曜日 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>弁護士法律相談</td> <td>毎週火曜日 第1・3木曜日 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>司法書士法律相談</td> <td>第2・4木曜日 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>社会保険労務士相談</td> <td>毎週火曜日 9:00～12:00</td> </tr> <tr> <td>行政書士相談</td> <td>第1・3金曜日 9:00～12:00</td> </tr> <tr> <td>行政相談</td> <td>毎週水曜日 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>税務相談</td> <td>第2金曜日 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>戸籍相談</td> <td>第3金曜日 9:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>経営相談</td> <td>年4回 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>緑化相談</td> <td>第2・4火曜日 9:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>環境行政相談</td> <td>第4金曜日 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>消費生活相談</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td>育児相談</td> <td>月～金曜日 9:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>健康相談</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> </tbody> </table>	相談種別・内容	実施日時	市政相談	月～金曜日 8:30～17:00	一般相談	月～金曜日 8:30～17:00	専 門 相 談	人権法律相談	毎週月曜日 10:00～15:00	弁護士法律相談	毎週火曜日 第1・3木曜日 13:00～16:00	司法書士法律相談	第2・4木曜日 13:00～16:00	社会保険労務士相談	毎週火曜日 9:00～12:00	行政書士相談	第1・3金曜日 9:00～12:00	行政相談	毎週水曜日 10:00～15:00	税務相談	第2金曜日 10:00～15:00	戸籍相談	第3金曜日 9:00～16:00	経営相談	年4回 13:00～16:00	緑化相談	第2・4火曜日 9:00～16:00	環境行政相談	第4金曜日 10:00～15:00	消費生活相談	月～金曜日 8:30～17:00	育児相談	月～金曜日 9:00～16:00	健康相談	月～金曜日 8:30～17:00	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談種別・内容</th> <th>実施日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民相談(夜の役場)</td> <td>第2木曜日 17:15～19:00</td> </tr> <tr> <td>交通相談</td> <td>第2火曜日 9:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>消費生活苦情相談</td> <td>毎月6日(祝日等の場合は翌日) 9:00～12:00</td> </tr> <tr> <td>人権・行政相談</td> <td>第4木曜日 13:00～16:30</td> </tr> <tr> <td>心配ごと相談</td> <td>毎週月曜日 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>少年相談</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td>老人介護相談</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> </tbody> </table>	相談種別・内容	実施日時	住民相談(夜の役場)	第2木曜日 17:15～19:00	交通相談	第2火曜日 9:00～15:00	消費生活苦情相談	毎月6日(祝日等の場合は翌日) 9:00～12:00	人権・行政相談	第4木曜日 13:00～16:30	心配ごと相談	毎週月曜日 13:00～16:00	少年相談	月～金曜日 8:30～17:00	老人介護相談
相談種別・内容	実施日時																																																			
市政相談	月～金曜日 8:30～17:00																																																			
一般相談	月～金曜日 8:30～17:00																																																			
専 門 相 談	人権法律相談	毎週月曜日 10:00～15:00																																																		
	弁護士法律相談	毎週火曜日 第1・3木曜日 13:00～16:00																																																		
	司法書士法律相談	第2・4木曜日 13:00～16:00																																																		
	社会保険労務士相談	毎週火曜日 9:00～12:00																																																		
	行政書士相談	第1・3金曜日 9:00～12:00																																																		
	行政相談	毎週水曜日 10:00～15:00																																																		
	税務相談	第2金曜日 10:00～15:00																																																		
	戸籍相談	第3金曜日 9:00～16:00																																																		
	経営相談	年4回 13:00～16:00																																																		
	緑化相談	第2・4火曜日 9:00～16:00																																																		
	環境行政相談	第4金曜日 10:00～15:00																																																		
	消費生活相談	月～金曜日 8:30～17:00																																																		
	育児相談	月～金曜日 9:00～16:00																																																		
	健康相談	月～金曜日 8:30～17:00																																																		
	相談種別・内容	実施日時																																																		
住民相談(夜の役場)	第2木曜日 17:15～19:00																																																			
交通相談	第2火曜日 9:00～15:00																																																			
消費生活苦情相談	毎月6日(祝日等の場合は翌日) 9:00～12:00																																																			
人権・行政相談	第4木曜日 13:00～16:30																																																			
心配ごと相談	毎週月曜日 13:00～16:00																																																			
少年相談	月～金曜日 8:30～17:00																																																			
老人介護相談	月～金曜日 8:30～17:00																																																			
他に各担当部署でさまざまな相談あり。 (母子、交通事故、農業相談など)																																																				

部 会 名	総 務
-------	-----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容及び開催回数に差異がある。</li> <li>・高松市の制度に統一した場合、国分寺町では、市役所本庁まで来なければならず、高齢者等に不便を来たす恐れがある。</li> </ul>

対応策
国分寺町で行っている相談事業については、国分寺町の住民の利便性等も考慮し、現行水準を下げないような方法での開催について検討する。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、現在、国分寺町が実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-3 広聴広報事業	
分類	広聴事業(その他)	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 市(町)政モニター	該当なし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の意見や優れたアイデアなどを町政に反映させるために、20人以内の町政モニターを委嘱。</li> <li>・原則として一般公募の応募した者の中から選出</li> <li>・活動期間……約2年間</li> <li>・現在、9人のモニターに、町政に関する意見・要望等を提出してもらい、回答している。</li> </ul>
2 市(町)政出前ふれあいトーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政のしくみや現在取り組んでいる事業・施策・今後の検討課題について、管理職員等が地域へ出向いて説明し、理解と協力を得る。</li> <li>・地域の人々とのふれあいの中で、地域の実情を把握し、市民から出された意見・提言等を聴取し、市政に反映させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町政懇談会として実施</li> <li>・町政のしくみや現在取り組んでいる事業・施策・今後の検討課題について、管理職員等が地域へ出向いて説明し、理解と協力を得る。</li> <li>・地域の人々とのふれあいの中で、地域の実情を把握し町民から出された意見、提言等を聴取し、町政に反映させる。</li> </ul>
3 市(町)長への提言	市民からの意見・要望などを聴取し、市政に反映させるため、手紙・電話・FAX・Eメールによる提言を受け付けるとともに、原則として個々に回答をする。	高松市と同じ。
4 電子会議室運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加の電子会議室を設置し、“市民と市民”・“市民と行政”の対話を通して、市民の意見等を市政に反映していく。</li> <li>・各課との調整を行いながら広聴広報課が管理運営を行っている。</li> <li>・平成16年度から運用開始(電子会議室8室)</li> </ul>	該当なし。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市では、市政モニター制度を実施していない。</li> <li>・国分寺町では電子会議室による広聴を実施していない。</li> </ul>

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 3 広聴広報事業	
分類	広報紙	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 発行回数(日)	毎月2回(1日、15日)発行	毎月1回(1日)発行
2 発行部数	126,500部	8,300部
3 規格	A4判 ・16ページ 年18回 ・8ページ 年6回	A4判 ・18ページ、20ページ、22ページ(月により異なる。)
4 配布先	全世帯、他市町	高松市と同じ。
5 配布方法	自治会を通じて各世帯に配布するほか、支所・出張所などの市の機関の窓口や郵便局に設置(自治会未加入団体も10軒程度集まれば配送している。)  各世帯への配布に伴う仕分け・配送業務は、業者へ委託して実施している。	自治会を通じて配布するほか、公共施設、金融機関、大型スーパー、コンビニ、病院などに設置  各世帯への配布に伴う仕分け及び配送業務は職員が行っている。
6 年度版の作成	広報たかまつ4月1日号から3月31日号までと高松市議会だよりを製本 毎年度20冊	該当なし。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・発行回数(日)及び配布方法等に差異がある。 ・国分寺町の住民に対し、合併後の手続き方法や窓口などを十分に周知する必要がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 なお、合併後に「くらしのガイドブック」を国分寺町の全世帯に配布する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-3 広聴広報事業	
分類	視覚障害者等への広報	
	現 況	
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
1 点字広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行回数: 毎月1回(10日)</li> <li>・発行部数: 100部</li> <li>・規格: B5判、20ページ</li> <li>・内容 広報紙から抜粋したものに下記の協会だよりなどを加えて職員が編集</li> <li>・作成 原稿を作成し、財団法人香川県視覚障害者福祉協会に点訳を依頼</li> <li>・配布方法 点字広報と印字した封筒に入れ、郵送</li> </ul>	<p>該当なし。</p>
2 声の広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行回数: 毎月1回(5日)</li> <li>・発行部数: 100本</li> <li>・規格: 60分カセットテープ</li> <li>・内容 広報紙から抜粋したものに上記の協会だよりなどを加えて職員が編集</li> <li>・作成 原稿を作成し、吹き込みとテープのダビングは(社)高松市有線放送電話協会に委託</li> <li>・配布方法 専用ケースに入れ、郵送(盲人用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行回数: 毎月1回(1日)</li> <li>・発行部数: 5本</li> <li>・規格: 60分カセットテープ</li> <li>・内容 広報紙から抜粋したもの</li> <li>・作成 編集、吹き込みとテープのダビングは保健福祉課の職員(1人)が担当</li> <li>・配布方法 町職員が対応</li> </ul>
3 テレホンサービス等	<p>視覚障害者や高齢者への情報バリアフリーを進める一方策として、市の携帯電話版ホームページ「もっと高松NAVI」の情報を音声化し、電話で聞けたり、FAXで情報を簡単に取り出すことのできるシステム(テレホンブラウザシステム)により対応している。</p>	<p>該当なし。</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺町では、点字広報を発行していない。</li> <li>・国分寺町では、テレホンサービス等を実施していない。</li> </ul>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-3 広聴広報事業	
分類	広報事業(その他)	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 ホームページ	(トップページ) ・くらす(手続き、相談 他) ・あそぶ(観光、イベント 他) ・まなぶ(教育、文化 他) ・環境(ごみ、リサイクル 他) ・お知らせ ・水源情報 ・市長室(提言、メッセージ 他) ・市議会(会議録の閲覧 他) ・市政、統計(広報、統計 他) ・市町合併 ・入札情報 ・メールマガジン	(トップページ) ・国分寺町トピックス ・イベント情報 ・町の紹介 ・町議会 ・施設、観光 ・図書館案内 ・町政、統計(広報) ・市町合併・保健センター情報
2 メールマガジン	・名称:メルマガもっと高松 ・発行日:毎月第1、3金曜日 ・登録者数 773人(H16.3.31現在) ・内容 ・暮らしの知っ得情報 ・市長のひとりごと ・文化かわら版 ・子ども情報 ・健康マル知情報 “こんなのあるよ” ・エコ倶楽部情報	該当なし。
3 ケーブルテレビ	・名称:市政情報専用チャンネル「いきいき高松」 (高松ケーブルテレビ5チャンネル) ・内容 ・生活、文化、福祉、教育の向上及び産業の振興に必要な情報の提供 ・災害その他緊急情報の提供 ・テレビジョン放送の再送信	該当なし。
4 防災行政無線による一般広報	該当なし。	・火災発生、たずね人などの緊急情報を戸別受信機等から放送している。 ・1日3回の定時放送(6時50分、12時30分、18時50分)に町行事の案内や各種団体のお知らせ等を戸別受信機等から放送している。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・国分寺町では、メールマガジン及びケーブルテレビによる広報を実施していない。 ・高松市では、防災行政無線による一般広報を実施していない。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・国分寺町の特色ある独自情報を含め、ホームページ等に掲載するものとする。 ・防災行政無線による一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、防災行政無線による一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。

「生活保護事業について」に関する資料

生活保護制度について .....	14
行旅病人等取扱事務事業について .....	15
ホームレス自立支援事業について .....	16

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 8 生活保護事業	
分類	生活保護制度	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 級地区分	2級地の1	3級地の1
2 実施機関	高松市福祉事務所	香川県中讃保健福祉事務所
3 被保護世帯数	3,167世帯(平成16年4月1日現在)	52世帯(平成16年4月1日現在)
4 被保護人員	5,041人(平成16年4月1日現在)	80人(平成16年4月1日現在)
5 保護基準	標準3人世帯の場合の基準額(平成16年度) ・33歳男、29歳女、4歳子 生活扶助 145,750円 住宅扶助 13,000円 児童養育加算 5,000円 <hr/> 計 163,750円	標準3人世帯の場合の基準額(平成16年度) ・33歳男、29歳女、4歳子 生活扶助 131,360円 住宅扶助 8,000円 児童養育加算 5,000円 <hr/> 計 144,360円
6 保護の種類	生活扶助、教育扶助、住宅扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
保護の基準区分である級地及び実施機関が異なっている。

対 応 策
高松市の級地区分を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 8 生活保護事業	
分類	行旅病人等取扱事務事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 急迫医療取扱 (行旅病人)	行旅中の病気等により、歩行が困難で療養の途がなく、かつ救護する者がいない場合に、当該病人の所在地の市町村が救護し、急迫医療費として一時繰替支弁を行う。	高松市と同じ。
2 遺体取扱(行旅死亡人)	行旅中に死亡し、引取者がいない場合や住所・居所・氏名が知れず引取者がいない死亡人の場合は当該死亡人の所在地の市町村が葬祭し、葬祭費として一時繰替支弁を行う。	高松市と同じ。
3 交通費・回数券等の支給	(対象) 行旅中に、事故又は過失等により行旅の目的が達せられず、不測の困難に陥り、救護を求めてきた者 (内容) 必要最小限の範囲で交通費もしくは回数券を貸与する。	(対象) 高松市と同じ。 (内容) 500円を貸与する。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
交通費・回数券等の支給の内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 8 生活保護事業	
分類	ホームレス自立支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 医療費の支給	栄養や健康状態が著しく悪化しているホームレスに対し、安全衛生上、真に必要と認める場合に限り、緊急一時的な措置として病院での医療費を支給する。	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
国分寺町においては、ホームレスに対する医療費を支給していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

## 協議第19～21号資料

### 「その他の事業について」に関する資料

(協議第19号)	情報公開制度について	18
(協議第20号)	外部監査制度について	19
(協議第21号)	水問題対策について	20～21

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(情報公開制度)	
分類	情報公開制度	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 制度の概要	<p>(根拠) 高松市情報公開条例</p> <p>(公開対象) 実施機関(市長、水道事業管理者、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。</p> <p>(公開請求者) 何人も請求できる。</p>	<p>(根拠) 国分寺町情報公開条例</p> <p>(公開対象) 実施機関(町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープ(録音テープ及びビデオテープに限る。以下同じ。)であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。</p> <p>(公開請求者) 町内に住所を有する者 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 町内の事務所又は事業所に勤務する者 町内に所在する学校に在学する者 前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務事に利害関係を有すると認められる者</p>
2 公開方法	<p>(公開場所) 市役所本庁 情報公開コーナーにおいて公開</p> <p>(写しの交付に要する費用) A3 10円/枚 A3超 市長が定める額 A3 カラー 100円/枚</p>	<p>(公開場所) 実施機関が指定する場所</p> <p>(写しの交付に要する費用) A3 10円/枚 A3超 100円/枚(A0サイズに換算)</p>
3 審査会	<p>(名称) 高松市情報公開審査会</p> <p>(委員数) 5名以内</p> <p>(任期) 2年</p>	<p>(名称) 国分寺町情報公開・個人情報保護審査会</p> <p>(委員数) 5人以内</p> <p>(任期) 2年</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
公開対象、公開請求者及び写しの交付に要する費用に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(外部監査制度)	
分類	外部監査制度	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 概要	<p>(目的)  監査機能の独立性、専門性をより一層充実させるため、契約した外部の専門的知識を有する包括外部監査人により、特定のテーマを選定し、実施する。</p> <p>1 包括外部監査契約に基づく監査  (都道府県、政令指定都市、中核市は義務付けられている。)  ・外部監査人 1名  ・補助者 若干名</p> <p>2 個別外部監査契約に基づく監査  市長、議会からの監査請求や住民監査請求に係る個別外部監査契約に基づき実施する。</p>	該当なし。
2 実施状況	包括外部監査は、地方自治法の規定に基づき、平成11年度より毎年実施している。 個別外部監査は、実績なし。	

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
国分寺町では、外部監査を実施していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-23 その他の事業(水問題対策)	
分類	水問題対策	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 水循環健全化計画	<p>(目的) 水の世紀とも言われる21世紀において、高松市として、渇水への抵抗力を強めながら、水を大切にす循環型都市の創造を目指し、安定的で持続的な水利用を可能とする健全な水循環を確保する視点に立った総合的な取組みを進めることを目的としている。</p> <p>(策定) 平成15年3月</p> <p>(計画期間) 平成15年度～平成22年度</p> <p>(基本方針) ・水の有効利用と水資源の確保 ・自然な水循環の回復 ・緑地・水辺の再生 ・水質汚濁の防止 ・都市の安全と安心の確保 ・パートナーシップに基づいたまちづくり</p>	該当なし。
2 大規模建築物の節水・循環型水利用	<p>「節水・循環型水利用の推進に関する要綱」に基づき、延床面積2,000㎡以上の建築物の建築に際し「節水・循環型水利用計画書(雨水・下水再生水などの雑用水利用、節水型機器の使用、雨水の地下浸透の導入)」の提出を義務付けている。</p>	該当なし。

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・国分寺町では、水循環健全化計画を策定していない。</p> <p>・国分寺町では、大規模建築物の節水・循環型水利用及び排水再利用促進助成制度を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度を適用する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度を適用する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(水問題対策)	
分類	水問題対策	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
3 排水再利用促進助成制度	<p>(対象者) 市内の自己の管理する建築物からの排水を再生処理するための施設を整備する個人及び事業所</p> <p>(助成額) 標準施設費か実費の少ない額の10分の1</p> <p>(標準施設費) ・下水道普及地域 2,300万円～3,070万円 ・下水道未普及地域 720万円～1,260万円 〔1日当たりの処理能力に応じて標準施設費を7ランクに分けている。〕</p>	該当なし。

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案